

## 通行禁止道路通行許可申請の手続き

通行禁止道路 通行許可とは	<p>道路交通法第8条第2項の規定により、政令で定めるやむを得ない理由があるため、道路標識等により通行を禁止されている道路を通行するための許可です。</p>
政令で定める やむを得ない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車庫など通常車両を保管するための場所への出入り</li> <li>○ 身体障害者等の輸送</li> <li>○ 日常欠かすことのできない物品等の運搬</li> <li>○ 冠婚葬祭等社会慣習上、通行することがやむを得ない場合</li> <li>○ 貨物の集配業務等業務上、通行することがやむを得ない場合など、詳細は最寄りの警察署(交通課)又は鹿児島県警察本部(交通規制課)へお問い合わせください。</li> </ul>
根 拠 法 令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路交通法第8条第2項</li> <li>○ 道路交通法施行令第6条</li> <li>○ 道路交通法施行規則第5条</li> <li>○ 鹿児島県道路交通法施行細則第7条</li> </ul>
受 付 期 間 等	<p>受付期間：月曜日から金曜日(休日，年末年始を除く。)          受付時間：8時30分から16時30分まで</p> <p>※ 12時00分から13時00分の受付については、申請先の警察署へお尋ねください。</p> <p>※ 申請から許可証の交付まで日数を要する場合がありますので、申請先の警察署へお尋ねください。</p>
受 付 窓 口	<p>通行しようとする区間を管轄する警察署の交通課，幹部派出所又は交番・駐在所で申請してください。</p> <p>※ 幹部派出所又は交番・駐在所の取扱いについては、幹部派出所又は交番・駐在所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。</p> <p>※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。</p> <p>※ 交番・駐在所の管轄については、申請先の警察署へお尋ねください。</p>
必 要 書 類 等 (提出部数：2通)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 通行禁止道路通行許可申請書 (※申請書に押印は不要です。)</li> <li>② 自動車検査証の写し</li> <li>③ 通行禁止道路及び申請道路の区間が確認できる見取り図，地図等</li> <li>④ 用務を確認することができる書面</li> <li>⑤ その他審査に必要な資料の提出を求める場合があります。</li> </ol> <p>※ 交番・駐在所における申請では、交番・駐在所に備えつけの申請書1通に記入してください。  <span style="color: red;">令和5年1月から運転免許証の写しは不要になりました。</span></p>
手 数 料	無料
問 い 合 わ せ 先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 (電話 099-206-0110 内線 5172, 5173, 5178)</li> <li>○ 各警察署の連絡先 ホームページをご参照ください。 (「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「道路使用・通行許可に関する様式」→「◆警察署の管轄について」)</li> </ul>